

愛護動物の遺棄の考え方に係る通知について

動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄については、条文上定義がなく、また、同条第2項（虐待）のような具体的例示も示されていないことから、遺棄の可能性の判断にあたっての考え方が必要とされてきました。

このため、愛護動物を場所的に離隔することにより、生命・身体を危険にさらす行為を「遺棄」として、その可能性のある場所の状況等を具体的に示す通知を関係自治体に発出しました。

例えば、飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、離隔された場所に関わらず、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあり、遺棄に該当する可能性があるとししました。

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく
愛護動物の遺棄の考え方について

環自総発第 1412121 号
平成 26 年 12 月 12 日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市
・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 3 項に規定する愛護動物の「遺棄」について、別紙のとおり考え方を整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

愛護動物の「遺棄」と疑われる事案が発見された場合は、都道府県警察と連携・協力して、適切な対応に配慮をお願いします。

なお、本件については、警察庁から各都道府県警察等に対し、周知しています。

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

【基本的な考え方】

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 44 条第 3 項に規定される「遺棄」とは、同条第 4 項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。

個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

【具体的な判断要素】

第 1. 離隔された場所の状況

1. 飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。
2. 人間の保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）であっても、離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

これに該当する場所の状況の例としては、

- ・ 生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合
- ・ 厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合
- ・ 事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合
- ・ 野生生物に捕食されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第 2. 動物の状態

生命・身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態の愛護動物（自由に行動できない状態にある愛護動物、老齢や幼齢の愛護動物、障害や疾病がある愛護動物等）が移転又は置き去りにされて場所的に離隔された場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第 3. 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないものと考えられる。

- 例：法第 36 条第 2 項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと
- 治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと
 - 養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること
 - 保護増殖のために希少野生生物を放つこと

<参考>

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

第四十四条

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの